

[事案 2021-133] 契約遡及変更等請求

・令和4年6月26日 和解成立

<事案の概要>

引受緩和型のがん保険への変更等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年1月にがん保険（契約①）および医療保険（契約②）を契約したが、契約①については、責任開始日前にがんと診断確定されていたことを理由に無効とされ、契約②については、告知義務違反を理由に解除された。しかし、以下の理由により、契約①を引受緩和型のがん保険に変更するとともに、契約②の解除を取り消してほしい。

- (1)自分は、胃がんの病歴があることを募集人に伝えており、引受緩和型のがん保険に加入するつもりだったが、募集人は、自分への説明なく、引受緩和型のがん保険ではなく契約①の申込みをさせた。
- (2)自分は、「良性の胃がん」であるとの認識があったため、告知書のうち「これまでがんに罹ったことはありますか?」という質問について、募集人に確認をしたところ、募集人が「全部『いいえ』でお願いします」と説明したため、そのように告知した。
- (3)告知の際、平成29年9月に頭頂部裂傷により入院していることを募集人に伝えていたが、募集人は、抜糸のために退院の7日後に行った治療を告知しなければ告知義務違反になることを説明しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、責任開始日以前である平成20年2月に胃がんと診断確定されているため、契約①は約款にもとづき無効である。そのため、契約①にもとづく給付金は発生し得ない。
- (2)募集人は、申立人から「良性の胃がんはがんではない」「悪性新生物ではない」「(医師から)悪性とは言われていない」などと聴取したことから、申込手続を行った。また、申込時には、引受緩和型のがん保険から契約①に変更する旨を説明し、申立人の了解を得ており、募集人が、説明もなく引受緩和型のがん保険から契約①の申込手続へ変更した事実はない。
- (3)募集人は、告知の重要性について、告知サポートチラシ・注意喚起情報を示しつつ、口頭で説明を行ったが、頭頂部裂傷等による受診については告げられていない。また仮に、申立人が募集人に対して、口頭で伝えていたとしても告知には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人および申立人妻、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、引受緩和型のがん保険への変更および告知義務違反で解除された医療保険の解除の取消しは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、募集時に申立人から、過去に「胃がん」に罹患していること、「良性の胃がん」

であること等を聴取したことから、保険会社のサポートセンターに架電したところ、申立人の説明する「良性の胃がん」が悪性新生物に該当するか否かを医師に確認するよう指示された。しかし、募集人は、申立人に確認を断られ、申立人が医師の確認をせずに告知書を作成したことを知りつつ、契約①の申込手続を行っている。

- (2)募集人は、告知書を正確に記載することの必要性を申立人に十分に説明し、サポートセンターの指示どおりに医師へ確認することを求め、当日の確認が難しいのであれば、申込手続の日を改めるなどの対応を行うべきであった。